

第 27 回 燕市都市計画審議会

■日 時：令和 8 年 2 月 7 日（水） 10 時から

■場 所：燕市民交流センター 3 階 多目的ホール

■出席者：出席 13 名

樋口 秀、三部 正哉、小林 理恵子、田澤 信行、小林 秋光、
稲村 隆行、安井 和也、細川 哲夫、阿部 恭裕、石田 仙一、
丸山 朝子、山田 直子、近藤 美和子（敬称省略）

欠席 3 名

■会議内容

1. 開会（10：00）

事務局

皆様お忙しいところご出席を賜りましてありがとうございます。定刻となりましたので、これより第 27 回燕市都市計画審議会を開会させていただきます。

それでは、開会にあたり都市整備部長より、あいさつを申し上げます。

2. あいさつ

都市整備部長

燕市都市計画審議会の開催にあたりまして一言挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中、本審議会にご参集いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

また、常日頃、本市の都市計画行政にご理解・ご協力をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

開催ごとに冒頭お話しさせていただいておりますけども、この審議会は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、燕市の用途地域の指定及び変更はじめ、都市施設である都市計画道路、下水道などの整備に関する計画について、都市計画法の規定によりまして、ご審議いただく市の附属機関でございます。

これまでも多くの案件をご審議いただきましたが、本日は、昨年度の都市計画審議会に取り上げました、工業専用地地域の用途規制緩和について、ご審議いただきたいと思っております。

担当から詳細につきましては、お話しさせていただきますけども、まず燕市はものづくり産業を中心として発展してきた町でございます。

数年前から、燕三条工場の再編を大きなきっかけといたしまして、ものづくり産業自体を観光資源とします「産業観光」を推進してまいりました。

また、工場見学に訪れます人が増加するにつれまして、訪れた方に、さらに産業を理解し、楽しんでもらうために、見学先で製品を物販、販売したらどうか、カトラリーを体験できる飲食スペースをつくったらどうかという、要望がございました。

しかし燕市の都市計画では、現在市の中心に位置します、工業団地の大半を工業専用地域に指定しておりまして、物販や飲食店を整備することを制限しているところでございます。

産業観光が盛り上がることで、さらに、市の産業の発展につながればと、そうした制限を緩和する都市計画変更を行おうと考えております。

国との協議に向けて、現在調査・資料作成をしているところでございますけれども、今日は、中間報告、方針の提示をさせていただきたいと考えております。

この後、担当から説明させていただきますけれども、皆様からは、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして本日の出欠状況についてご報告いたします。

本審議会委員数 16 名のうち、欠席者が 3 名、出席者が 13 名ということで、過半数の委員からご出席いただいておりますので、本会議が成立していただきますことを報告させていただきます。

これより会議に入りますが、次第に沿って進めさせていただき、会議は 1 時間程度を見込んでおります。また、事務局からの説明の中で、企業の事業内容、個人情報に関わる部分については資料としては非配布としておりますことをあらかじめご了承願います。

それでは今後の議事進行につきまして、会長よりお願いいたします。

会長

承知いたしました。

おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

まずもって、本学の学生がここ燕市では、宮町のまちづくりですとか、現在作成されております観光プランの調査設計などでお世話になっております。この場をお借りしてお礼申し上げます。

また卒業生もたくさんこの燕市にお世話になっています。新潟工科大学は県内出身の学生が 8 割、その 8 割のほとんどが県内に就職します。今年 3 年生で都市計画研究室に配属された学生の中には、県外出身のものも新潟に就職したいと言っております。大学を卒業する学生が県内に残るには、今ほどご説明がありました燕市もですね、良いところを伸ばしていくために、いろんな制度を見直していかなきゃいけないという案件もあるように思います。

今日は市民の皆様からのご要望をいかにして受け止めるかということでお話を伺っており、皆様からご意見をいただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは次第に従いまして会議を進行いたします。次第の 3、協議事項、まず燕市工業専用地域規制緩和検討業務に入りたいと思います。

それでは事務局から説明いただいた後、皆様からご意見いただきたいと思いますので、ご準備をお願いします。

それでは事務局よりご説明よろしくをお願いします。

3. 協議事項 燕市工業専用地域規制緩和検討業務【資料1】

● 事務局による説明

会長

ご説明どうもありがとうございました。

それでは今ほど、スケジュールの話もありましたが、これから国や県と協議を進めていくということで、まずそれに向けて本審議会の意見を取り入れていきたいというご要望です。ですので、皆様から、今、市の事務局が進めておられる内容について、ご検討いただければと思います。

まずもって今ほどの説明の中で分からない点とか、何かお気づきの点など、質問を先に受け付けたいと思います。その後、ご意見いただけたらなと思います。

今ほどの説明の中で分からない部分ございませんでしたでしょうか。

委員

ご説明いただいて、規制緩和の手法としては特別用途地区がいいんじゃないかということ

で。それがいいなあと私も思いましたけれども、この資料の中では、特に、記載されていませんが、この特別用途地区にしたときのデメリットだったり、懸念点があれば、お伺いしたいなと思いました。全くないのであればそれで結構です

会長

重要なご質問かと思います。いかがでしょうか。

事務局

特別用途地区に指定したときのデメリット、市側として懸念していることは、今、緩和対象の建築物ということで、物販施設や飲食店を想定していますが、基本的にまるっと、いろんな施設を建てられるように緩和しますよというよりかは、対象を絞って緩和していく必要があります。

必要とされる建物をピンポイントで緩和していくことになるので、検討段階で、そこで働く皆様のご意見や、地区に関わる皆様のご意見を聞きながら、踏まえて、過不足がないように、緩和対象を絞っていかなきゃいけない。というところを、懸念点と考えております。

会長

その他いかがでしょうか。

委員

今もう、物販、飲食が主たるイメージですけど、以前ですね、卸売団地のほうでいわゆる託児所っていいですか、そういったものの要望があり、特に女性の従業員の方で「働く場所の近くにそういうのがあると、助かるね」というお話が出ていると伺ってますけど、その手の類ってというのはどうなんでしょうか。

事務局

ありがとうございます。

今スライドに示させていただきましたが、工業専用地域の中においても、保育園だとか、そういうところは設置可能となっております、それが幼稚園になったり一時預かり所になると制限がかかるのですが、表の下から四つ目にある保育所は、どの用途地域においてもつくれるので、ご要望に応じてつくることは、今の段階でも可能なのかなと考えているところです。

会長

大変重要なご指摘、ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。

それでは、追加のご質問は、またご意見の中で、含めていただいて構いませんので、ご意見に移りたいと思います。今ほどの説明では、冒頭に前市長のもとに届けられた、都市計画区域の見直しについてというご要望が紹介され、その内容について、行政が検討されて、用途地域そのものを見直すと規制緩和をしすぎて、逆の効果になってしまうというようなことも説明がありました。

2番の特別用途地区と3番の地区計画について、これが適切ではないかということで説明がありましたけれども、今のところは2番、特別用途地区による緩和がよろしいんじゃないかという方針がございました。

それでは、ご意見いかがですか。

委員

42ページなんですけれども、左下の緩和対象の建築物というところで、産業観光に資する、物品販売店舗、飲食店について緩和するということなんですけど、これについて例えば、ここの燕市と全く関係ない事業所であっても、産業観光に資するというふうに判断された事業所は出店できるっていうことになると、最初の要望書にあったところというところ、この燕市を支えている事業者の事業活動を促進するっていう目的に対して、どうなのかっていうところをもうちょっと慎重に判断できるよう検討していただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

会長

重要なご指摘だと思います。いかがでしょうか。

事務局

本当に、そのとおりだと思っております。

本来であれば、この審議会に合わせて、どこまでを産業観光に資するだとか、どこまでの事業者さんが出店できるだとかっていうところまで、決めた段階の資料をお示ししたかったのですが、そこまで整理しきれなかったというところが本音でございます。申し訳ございません。

市内事業者に限るのか、市外の事業者も出していいのかっていう点に関して言えば、その前のページを示させていただいた、工業専用地域の中でちょっと大規模な農地が余っているという課題が一つございます。

この産業団地の南側を拡張したいというような別の要望もある中で、この中の未利用地が残っていることが、その拡大に対してのネックになっているという部分もありまして、この辺を含めて考えると、市外事業所の立地っていうところもある程度認めなければいけないのかなあと思う部分ではあるのですが、確かに委員が言われたとおり、当初の要望の内容からはちょっとはみ出す部分になるのかなとも思っている部分であります。

かなり歯切れの悪い状態で申し訳ないんですけども、その辺に関してはおっしゃられるとおりに慎重に検討を重ねていきたいと考えております。

会長

いかがでしょうか。

委員

承知しました。

ぜひ慎重に進めていただきたいんですけど、やっぱり一旦緩和すると思わぬ方向にどんどん行くっていうことも考えられるなというふうに思ってます。

でも、新しい企業が進出してきて、それによって市内が活性化するっていうのも十分あり得ると思うんですけども、その結果、既存の企業さんが何かしらデメリット被るっていうか、そういうことにならないようにしていただきたいなと思うので、要望していただいた方へもヒアリングしていただいて、どんなことがいいのか慎重に検討していただければと思います。

事務局

本当に重要なお意見だと受け止めていきます。ありがとうございます。

会長

はい、ありがとうございます。

基本的には土地所有者さん、もしくは建物建てられる方が、このルールに従って建てられるので、都市計画法上あまり深く所有関係まで踏み込んで規制は出来ないものでございます。

昨今のインバウンドといいますか、外国の方が所有されることに対しては、全国各地で、水源の確保、安全性の確保などの面で結構ピリピリしてるんですけど、なかなかこれも規制が難しいということがあるようです。

ここは先ほどありました、大規模な農地、相続税というお話もありましたけれども、昨今町中を見るといいお屋敷が、世代交代でどんどんなくなってしまって、そこに大きな建物が建つことが数多くございます。それをよしとするか、わるいとするかは各町の方針によるのかなと思います。

続きましてどうですか、皆さん、ご意見いかがでしょうか。

地元の要望みたいなお話もありましたけれども、特別用途地区でこういう緩和という、ある程度緩和したらどうかという考えも、地元の要望にそぐわないものが出てくると困るというような懸念もありました。何かそのあたりについて、ご意見ございませんか。

委員

はい、懸念ということじゃないんですが、いわゆる産業界の、この変化のスピードって今もう、ものすごく速いです。

各社このスピードに何とか遅れないようにいろんなことを考えて、日々やってるわけなんですけども、その意味において、こういった用途の変更など、そういったものもスピード感を持って進めていただければということは感じます。

それと産業の変化といいますか。

私も常々お話はするんですけど、この従来型産業いわゆる洋食器、鍋釜・厨房用品だけであると、この地域産業の発展を考えた場合に、人口減少という大きな背景があるものですから、限界はあるだろうという視点の中で、次に日本の基幹産業に期待されている、例えば水素とか水素を利用したエネルギー産業ですね。そうしたところに私は燕産地の技術が活かせないかというようなことを、常々お話をしています。そういったものが、どういう展開になるかは、ここでは申し上げられませんが、基幹になる産業の製作の一部でもこの地域でできるようになりますと、動く経済効果は本当に何百億単位で動きますので、そういうときに、こうした土地規制でなかなか用地の用途が立たないだとか、ということにならないようお願いしたい。

この辺の変化のスピードがですね、長期計画で5年とかそういう感じじゃ今ないんですよ。

ですから、その辺の即効性の形も出来ていくといいかなというふうに感じております。

ちょっと頑張ったお話しになりましたように、そんなことを感じております。

会長

とんでもございません。

地元のご要望というか、もう少し先もこういう対応をしていただきたいというご意見かなと思います。どうもありがとうございます。

そういう意味で言いますと開発の余地が残存農地みたいな話もありましたけれども、何か、地元の地権者の皆様の要望といいますか、何かご存じでしたらお聞かせいただけますか。

委員

地権者の方から、特別お聞きはしていませんが、残存農地の件がありますように、どうしても税制改革の関係でどうしても手放せない状況があったり、それがまた拡大出来ない要因の一つであるというお話もありましたが、なかなか個人の内容といたしますか、税金の問題となりますと、私たちも入れない部分となります。この部分については長期的に、考えていく問題かなと感じております。

会長

ありがとうございます。
続いて、委員の皆様なにかございませんでしょうか。

委員

今回の件につきましてはですね、特段、土地改良区として問われていることはないかと思うんですけども、先ほどの話はちょっと私も、よく承知してなかったんですけども、農地がかなり点在しながら残ってるということで、非常にネックになりかけているっていう話でございまして、確かに工業地帯の中以外につきましてはですね、最近の傾向としてですね、相続が非常に難しくなってるっていうのが非常に多く案件が出ております。相続、場合によっては相続放棄みたいなものもかなりあつたりしますので、ある意味では早めに、対処していかないと、もう扱いにくくなる状況となります。

今時点で、工業団地の中にあれだけ残っているっていうのは私もびっくりしております。それもまとまった面積が残っているといたしますか、これはどういうことなのか特段今のところは分かりませんが、ただ今までの経過を考えると、工業地帯の中に土地改良関係の施設っていたしますか、排水路など色んな施設がまだ残っておりまして、その辺のところは、西蒲土地改良区全体を考えると維持管理の問題が非常に大きなものになっています。

簡単に言いますと耐用年数を過ぎている施設がかなりございまして、大雨が降ったときの排水対策が本当にうまくいくのかとか、いろんな工場以外の施設が入ってきたときに、そういったものの排水処理がうまくいくのかっていうことも、あわせてちょっと考えていただければと思います。

会長

ありがとうございます。
農地と工業団地がくっついてますので、いろんな排水問題、先ほどの大規模豪雨も頻繁にもありますので、ぜひご配慮いただければというお話でした。ありがとうございます。
委員の皆様、相続のお話もありましたが、何かお気づきの点ございますでしょうか。

委員

相続の話ということですけども、確かに、昨今すごく相続問題が複雑になっております。

特に最近では相続放棄ということで、つい昨日も電話があったんですけども、もう要らない土地を、建物をどうやって自分たちの手から離そうかというようなご相談を受けました。

もう相続放棄の期限が過ぎてしまって、お父さんが亡くなられてからの期限を過ぎてしまったんですけども、それを一旦高齢のお母さんに相続させた上で、お母さんが亡くなったときに、子供たちが放棄をして手放そうかというお話でした。

私は必要なものだけ手に入れて、いらないものをその辺に捨てるようなことはしないほうがいいと思います。というふうに申し上げましたけども、なかなかやっぱり家庭の事情事情がありますので、法的には可能ですというふうなお答えをせざるを得なかったところで、大変心苦しい思いがありました。特にそういうことが、近辺で非常に多くなっております。

今後、国の対策も、個人の所有権のお話ですので、なかなか強制的には出来ないと思うんですけども、ぜひ国のほうにもこれを解消するような対策を講じていただきたいというふうに思っております。

あと、すいません、もう一つ1点なんですけども、漠然としたイメージで申し訳ないのですが、工業地域の規制緩和についてですが、現在はいわゆる工業専用の地域ですので、プロの方々が、仕事をするために、そこに集ってるわけで、そこに全く素人の観光客たちが入ってきて、何か危険なところに入ってしまったらどうか、業務の支障になるようなことが起きなければいいなど。

どういう形態を想定されているのか、例えばツアーを組んでみるのか、そういうことであれば、主催者がきちんと注意喚起をすればいいんでしょうけども、一般の方がただ五月雨式に入ってくるということになると、その辺が非常に懸念されますので、十分これから対策等考えていく必要があると思います。

会長

大変重要なご指摘だったと思います。

工業専用地域は、今ほどお話があったように、不特定多数の人が入ってこられませんけれども、今回の緩和は、かなり第三者が入ってこられるようになると思いますので安全性の確保が重要だと思います。そういう点については建築の視点からいかがでしょう。

委員

想定される建物自体が物販、飲食ということで、工場の中には立ち入らないようなスタンスで今後お建てなるのかなというふうに思っております。

また、建築的に言いますと工場と物販のスペース自体が、用途としても、別用途という捉え方になりますので、その工場と、例えば、ショップ、あるいは飲食のところは、耐火区画という、もう片方に火が出ても、もう片方には燃え移らない、逆に行き来する場合も鉄扉以上のものを設置しなければいけないという、簡単には行き来出来ないような区画を設けなければなりません。

それを考えますと、委員のご指摘もありますけれども、半分ぐらいは建築基準法で防げます。ただ、どうしても人の行動になりますと、避難するための扉なんて鍵がかかっていないので、中をのぞいてしまって、勝手に行かれるという懸念はあります。ですけれども建築基準法

に則って建物は建てられるので、建築基準法どおりつくれば、管理者、工場の持ち主の方、社長さん、設置者さんに対しては、100%大丈夫ですよという言い方が出来ると考えます。よろしいでしょうか。

会長

ありがとうございました。

建築的には、周りの建物とは、隔離というか別物となりますので、その安全性は確保されるんじゃないかという、お話がありました。どうもありがとうございました。

他はいかがでしょうか。

特段の懸念事項はなかったように思うんですけども、今ほどご提案がありました特別用途地区ということで、進めていきたいということですけども、それについて、反対の意見がございますでしょうか。

いろんな委員からちょっと懸念事項が出ましたので、ぜひそういうのを踏まえて進めていただければというふうに思います。

委員

私の方から1つ。イメージをお伝えします。

今回のですね、今の用途地域で飲食物販というような緩和をということですが、燕市の場合には製造業が多いんですけども、一つのモデルとして藤次郎さん、吉田の国道沿いに物販店があって、隣接して大きい工場があって製造工程も見れますよ。という形で。

あそこまで、大々的には出来ないんですが、要するに各社、やはり、直販できるルートをこれから開拓したい希望がやっぱりあるんですよ。

そうしたときに、あんな藤次郎さんみたいには最初から出来ないんですけども、表側に製品を展示して、立ち寄って見ていただいたときに声掛けして、製造現場見られますよ。コーヒーの一杯でも出したいなど。いう話なんですよ、イメージとしては。

そういったものがつながっていくと、そういう製販一体型にまた脱皮していきけるんじゃないかと。というのが、変化の時代に合わせて、進めたいというのが大きな背景としてあることをご理解いただければと思います。

会長

分かりました。ありがとうございます。

もともとの要望に立ち戻ってですね、お話しいただきました。

今のお話からすると、特別用途地区で10,000㎡までという規模はですね、かなり大きな規模ですので、想定外のものが来ないというようなご配慮をいただきたいのかなって思いました。ありがとうございます。

それでは、この本審議会に意見を求められておりましたけれども、この進め方について異論なしということで、回答させていただいてよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それではこの議案に関しては、これまでの経緯等を踏まえて、迅速に進めていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは続きまして、4.報告事項ですね、開発許可の基準の緩和に関する条例の制定です。説明よろしくお願いします。

4. 報告 開発許可の基準の緩和に関する条例の制定【資料2】

● 事務局による説明

会長

はい、ありがとうございました。もう既にこれは運用されているということで報告事項でございます。

ですが、せっかくの機会ですから、何かご質問やご意見を頂けたらと思います。

基本的にはまちづくりというか、開発許可ということで新しく分譲地とかが出来たときに、そこにですね、普通だったら道路とか下水道、上水道を開発者が負担するんですけども、そうすると、遊び場が無いとかとなるといけないということで、開発者の負担で、面積の3%の公園をつくるというような義務があったんですけども、3000平方メートル以上の開発許可が、ちょうど3000平方メートルだと、その3%で90㎡の公園で、えらい小さいんですね。

そうすると、誰も使ってくれない公園が残ってしまって、草刈りなどで毎年税金をかけて維持管理するというのが、問題ではないかと。そこを規制緩和されたということです。

皆様いかがでしょうか。

委員

市にお聞きしたいんですけども、開発行為のときに、緑地として公園をつくるじゃないですか、その公園は燕市に譲渡されるわけなんですね。

事務局

はい。

都市計画法に基づいて、検査後、帰属という形で燕市に所有権が移ります。

委員

道路と一緒にね。その場合なんですけれども、燕市独自で、地区計画とか何かで、もう少し、ちゃんと使える公園に出来ないのか。

話がずれて大変申し訳ないんですが、宅造して、公園出来ますけれども、ほとんど使われず、ただその宅造のための何%の公園つくって終わりです。それが、ただただ草刈りするだけっていう市の負担になって、その本当公園だけなので、子どもたちが目的をもって遊びに使う

以外に使いようがないじゃないですか。

ちょっと話飛ぶんですけど、そうなったとき、うちの学生たちによく公園の中に建物をつくらせて、そうすることでその建物を含めてその一帯を整備して、人が集まるようにやろうね。みたいな、課題を出したり、本人たちがそういうプログラムをつくるんですけども、何か、せっかくであれば、その公園面積を、既存の建物なり近くの建物なりをそこに付け加えるようなやり方にして、公園自体も、もうちょっとこう有意義に使えるようなやり方とかを、こういう審議会なり、市役所の都市計画課なりで検討できるのであれば、やっていただけたほうが良いです。せっかく公園としてつくるし、都市公園としてもあるし、いろんなマップに緑色で出てくるわけじゃないですか。結局草ぼうぼうだったり、誰も遊んでなかったり。

もしそういうことができるのであれば、何か検討していただけるとありがたいと思います。

事務局

ありがとうございます。全国的に見ても、たしか15年ぐらい前から大阪城公園で、建蔽率を引き上げて建物をつくったことで、公園自体かなり来客数が増えたりだとか、そういった事例のような盛り上げ方をしていくべきかなとも考えております。

小規模な宅造でできる3000㎡、4000㎡にできる3%の緑地って、やっぱり、30坪とかぐらいの面積しかなくて、その中で、ちょっと東屋があってもどうなのかなあと思う部分もあり、そこに座れる遊具を置いたり、カラー舗装して、ちょっと居心地をよくしてみたりだとかって工夫は事業者さんとやり続けてきたんですけども、やっぱり使われない原因は広さなんじゃないかっていう結論に達したというところです。

今燕三条須頃郷第1号公園でPark-PFIとかっていう検討も三条市としてますけども、そういったある程度の規模がある公園に関しては緩和の中で、もっと楽しい公園、居心地のいい公園をつくっていく方策を検討し、もうこの小規模な公園に関しては基本的にはつukらないっていう方向に行きたいなと思っております。

まず、本当に大事なことだと思いますので、大規模な公園に関しては、引き続き検討も進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

会長

ありがとうございました。

公園ってということになるとですね、都市公園法でいろんなことやっちゃいけないんですよ。火使っちゃいけないとか、あれしっちゃいけない、これしっちゃいけない。資料の1番上、公園の横に広場ってあるんですけども、大概のところ、うまく使っているのは、こういう広場ばかりでして、独自のルールを定めておられたりします。

できればですね、若い人たちが使いやすいような、委員からお話がありましたような何か使い勝手のいい空間になるといいなと思います。

そのほか皆様ご意見いかがでしょう。

よろしかったでしょうか。

ではこれは、今もう動き始めているようですけども、こういう90㎡とかですね、100㎡とかこの部屋より一段と狭い、これの半分もないような所がさっきの1番小さい94㎡ですね。これ

によって10,000 m²以上の義務に上がりましたので、この部屋の1.5倍以上ある公園ができあがるということでございます。野球とかサッカーとかするには、それなりの広さが必要ですよね。

今は、その子どもたちを集めるのが大変ですけどね。

よろしかったでしょうか。ありがとうございました。

それでは、5番その他に移りたいと思います。事務局いかがでしょうか。

5. その他

事務局

会長ありがとうございました。

その他につきまして、事務局より1点、皆様にお願いがございます。

委員の皆様におかれましては、これまで多くの議案につきましてご審議いただけてきたところですが、今年4月30日をもって、当審議会の委員としての任期2年が満了となります。ぜひともですね、我々としましては今後も引き続き、都市の健全な発展、秩序ある整備に向けて、委員を続投していただきたいというふうに思っております。燕市の都市計画行政の推進に、お力添えを改めてお願い申し上げます。正式な事務手続的は後日改めて文書でさせていただきますが、その節はどうぞよろしくお願いいたします。事務局から1点、お願いになりました。

そのほか、本日皆様から何かありましたら、最後になりますが、よろしくお願いいたします。

なければですね、最後、会長から閉会の挨拶をいただきまして、今回の審議会は閉会させていただきますと思います。会長よろしくお願いいたします。

6. 閉会

会長

はい、ありがとうございました。皆様どうもお疲れさまでした。

たくさんのご意見をいただきましてありがとうございます。

先ほど委員からもですね、いろんな状況の変化、地権者の皆様のお話もありましたけれども、かなり社会が劇的に変化しております。

迅速に、かつ慎重にお話を進めていただきながら、ここ燕市は、先ほどご説明にもありましたように、かなり産業がすばらしくて、県内はすごい勢いで人口が減っているんですけども、こちらは、緩やかに減っているということでございます。

だから今回は議題にありました、燕市の工業を活かした観光がうまくいって、できれば、良い風が吹いていくようになればと思いますので、今ほど委員続投のお話もございましたが、皆様方と協力して、この審議会を動かしていきたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもお疲れさまでした。

(閉会時刻 11:30)